

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	株式会社 Lim
法人 所在地	東京都葛飾区西新小岩 4-3-16
法人種別	営利法人
代表者 氏名	代表取締役 佐藤 麗夢
電話番号	03-6657-6961

2. 運営の目的と方針

(目的)

- ・要介護状態にある利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(基本方針)

- ・事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行います。
- ・事業は、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に偏することのないように、公正中立に行います。
- ・事業の実施にあたっては、市区町村（特別区を含む。以下同じ）、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるように努めます。
- ・事業の実施にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアサポートオフィス リム
所在地	東京都葛飾区西新小岩 4-3-16
介護保険指定番号	1372209294
サービス提供地域	新小岩、西新小岩、東新小岩、奥戸、東四つ木

(3) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管理	1名(兼任)
主任介護支援専門員	常勤	指定居宅介護支援等に係わる業務	1名以上
介護支援専門員	常勤	指定居宅介護支援等に係わる業務	1名以上

(4) 勤務体制

平日 (月)～(金)	営業日：午前8時30分～午後5時30分 ・原則として、土・日・祝祭日及び12月30日から1月3日を除く
緊急連絡先	03-6657-6961 (事務所不在時は管理者に転送)

(5) 指定居宅介護支援の実施概要

事項	備考
課題分析の方法	リ・アセスメントを使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

(6) 利用料金及び居宅介護支援費

- ・指定居宅介護支援を提供した場合の利用額は介護報酬の告示上の額とする。但し、利用者負担及び解約料はない。

・居宅介護支援費 (I)

居宅介護支援費Ⅱを算定していない事業所

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～44件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位

居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 45～59 件	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

・居宅介護支援費 (II)

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置

居宅介護支援費 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～49 件	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 50～59	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

・ケアマネジメントの公正中立性の確保 (利用実績の説明)

- ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前 6 ヶ月間に当該事業所で作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合を利用者に説明します。(別紙 1)
- ② 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一のサービス事業者により提供されたケアプラン数が占める割合を利用者に説明します。(別紙 1)

(7) 利用料金及び居宅介護支援費 [減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて いない場合 運営基準減算が 2 月以上継続して いる場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

4. 契約の終了

- ・利用者は、事業者に対して通知をする事によりいつでもこの契約を解約する事ができる。
- ・事業者は、やむを得ない事業がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をする事により、この契約を解約する事ができる。この場合は、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供する。
- ・事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為や反社会的行為を行った場合は、文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事ができる。
- ・以下の事由に該当した場合は自動的に終了する。
 - 1：利用者が介護保険施設等に入所した場合。
 - 2：利用者が要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
 - 3：利用者が死亡した場合。

5. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	ケアサポートオフィス リム
担当者	佐藤 麗夢
電話番号	03-6657-6961
対応時間	営業日の8:30~17:30

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

葛飾区役所 介護保険課 2階 201 窓口	電話 番号	03-3695-1111 (代表)
	住所	東京都葛飾区立石 5-13-1
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課介護相談 窓口担当係	電話 番号	03-6238-0177
	住所	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階

6. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

① 事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

8. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名前を伝えていただきますようお願いいたします。

9. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10. サービスの第三者評価の実施状況 (無)

11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

1 4. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的 to 開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 5. 身体拘束の原則禁止

- ①身体拘束は原則行いません。
- ②やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行います。

1 6. ハラスメント対策の強化

事業所は、利用者に対して安定した居宅介護支援サービスを提供するために、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止に努め、その措置を講じます。居宅介護支援サービスを提供するうえで支障をきたす場合、利用者または家族との契約を解除することができる。具体的なハラスメントは別紙2の通りであるが主に以下のものをさす。

- ①身体的暴力
- ②精神的暴力
- ③好意的な態度の要求、性的な嫌がらせ。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 ケアサポートオフィス リム

所在地 東京都葛飾区西新小岩 4-3-16

管理者 佐藤 麗夢

説明者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明・交付を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____